



県章

三重県公報

昭和62年4月14日 火曜日 第11574号

目次

告示

- 公有水面埋立竣功認可及びその関係書類の閲覧 (漁港課) 1
- 同件 (同) 3
- 同件 (同) 4
- 公有水面埋立免許の出願及びその関係書類の縦覧 (港湾課) 5

公安委告示

- 少年指導委員の委嘱 (公安委員会) 6

公告

- 三重県土地利用基本計画の一部変更とその要旨の公表 (地域振興課) 8
- 予防接種の実施に関し協力関係を承諾した医師の変更 (保険予防課) 9
- 土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧 (耕地課) 10
- 同件 (同) 10

正誤

- 昭和62年3月20日付け三重県公報第11567号 (林業課) 10



三重県告示第216号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり竣功認可をした。

なお、関係書類は、鳥羽市役所に備え置いて、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

昭和62年4月14日

三重県知事 田 川 亮 三

1 竣功認可年月日

昭和62年3月31日

- 2 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
竣功認可を受けた者

鳥羽市鳥羽3丁目1番1号

鳥 羽 市

代表者

鳥羽市安楽島町高山1075-65

鳥羽市長 濱 口 光 彦

- 3 埋立の位置、区域及び面積

- (1) 位 置

鳥羽市桃取町字北世古263-2、263-3、268、269、270、271及び272の市道八幡線を狭む公有水面

- (2) 区 域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と②の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 桃取港防波堤灯台(北緯34° 30' 49.5" 東経136° 51' 31.2") から139° 50' 119.2mの地点

②の地点 ①の地点から140° 50' 19.8mの地点

③の地点 ②の地点から154° 00' 9.8mの地点

④の地点 ③の地点から166° 10' 10.0mの地点

⑤の地点 ④の地点から183° 50' 5.3mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から141° 40' 11.7mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から137° 40' 2.1mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から138° 10' 7.7mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から127° 30' 10.0mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から125° 20' 10.3mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から124° 50' 10.3mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から126° 00' 20.0mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から123° 40' 13.2mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から133° 00' 3.0mの地点

⑮の地点 ⑭の地点から136° 30' 6.6mの地点

⑯の地点 ⑮の地点から126° 20' 6.8mの地点

⑰の地点 ⑯の地点から 85° 40' 2.0mの地点

⑱の地点 ⑰の地点から 85° 10' 9.6mの地点

⑲の地点 ⑱の地点から304° 50' 91.8mの地点

⑳の地点 ⑲の地点から348° 10' 12.6mの地点

㉑の地点 ㉑の地点から 35° 30' 38.2mの地点

- (3) 面 積

1,079.79㎡

- 4 埋立の免許年月日及び番号

昭和50年 7 月 1 日

三重県指令漁港第55号

三重県告示第217号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり竣功認可をした。

なお、関係書類は、楠町役場に備え置いて、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

昭和62年 4 月14日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 竣功認可年月日

昭和62年 3 月31日

- 2 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
竣功認可を受けた者

三重郡楠町大字北五味塚2060-72

楠 町

代表者

三重郡楠町大字南五味塚736-7

楠町長 服 部 久 男

- 3 埋立の位置、区域及び面積

- (1) 位 置

三重郡楠町大字南五味塚657-18地先の公有水面

- (2) 区 域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ満潮位(+2.360m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 磯津灯台南防波堤(北緯34° 55' 30" 東経136° 39' 00") から186° 28' 2,290.0mの地点

②の地点 ①の地点から200° 11' 4.0mの地点

③の地点 ②の地点から290° 11' 4.0mの地点

④の地点 ③の地点から200° 11' 10.0mの地点

⑤の地点 ④の地点から300° 31' 45.0mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から273° 26' 5.0mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 41° 32' 12.4mの地点

(3) 面 積

593.12㎡

4 埋立の免許年月日及び番号

昭和58年10月24日

三重県指令漁港第 2 - 20号

三重県告示第218号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり竣工認可をした。

なお、関係書類は、明和町役場に備え置いて、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

昭和62年 4 月14日

三重県知事 田 川 亮 三

1 竣工認可年月日

昭和62年 3 月31日

2 竣工認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
竣工認可を受けた者

多気郡明和町大字馬之上945

明 和 町

代表者

多気郡明和町大字大淀甲180-1

明和町長 辻 英 輔

3 埋立の位置、区域及び面積

(1) 位 置

多気郡明和町大字大淀字大洲南堤防前面及び2949-2地先の公有水面

(2) 区 域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点と⑤の地点を結ぶ満潮位(+2.104m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

④の地点 大淀灯台（北緯34° 33' 48" 東経136° 39' 54"）から271° 30' 663.0mの地点

⑤の地点 ④の地点から148° 00' 5.7mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から238° 00' 0.9mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から148° 00' 300.0mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から238° 00' 14.6mの地点

(3) 面 積

5,253.53㎡

4 埋立の免許年月日及び番号

昭和53年 2 月 3 日

三重県指令漁港第23号

三重県告示第219号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて、次のとおり免許の出願があった。

なお、当該出願に係る関係書類は、昭和62年 4 月14日から同年 5 月 6 日まで三重県土木部港湾課、三重県南勢志摩県民局志摩土木事務所及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和62年 4 月14日

鳥羽港港湾管理者の長

三重県知事 田 川 亮 三

1 出願の年月日

昭和62年 3 月 2 日

2 出願者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

出願者

鳥羽市鳥羽1丁目7番1号

株式会社 御木本真珠島

代表者

東京都新宿区市谷加賀町2丁目5-25

御木本 美 隆

3 埋立区域

(1) 位 置

三重県鳥羽市鳥羽1丁目1709-1、1709-4番地地先の公有水面

(2) 区 域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 鳥羽港東防波堤灯台（北緯34度29分18秒 東経136度50分54秒）から172度30分 969.0mの地点

②の地点 ①の地点から264度50分 5.3mの地点

③の地点 ②の地点から 90度00分 31.8mの地点

④の地点 ③の地点から 90度00分 5.3mの地点

(3) 面 積

168.54㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置

三重県鳥羽市鳥羽1丁目1709-1、1709-4番地の土地の一部及び同地先の公有水面

(2) 区 域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 鳥羽市東防波堤灯台(北緯34度29分18秒 東経136度50分54秒)から173度00分 959.0mの地点

㊹の地点 ㊸の地点から264度00分 11.3mの地点

㊺の地点 ㊹の地点から 90度00分 55.2mの地点

㊻の地点 ㊺の地点から 90度00分 28.6mの地点

㊼の地点 ㊻の地点から 90度00分 13.1mの地点

㊽の地点 ㊼の地点から173度40分 35.7mの地点

(3) 面 積

1,430.55㎡

5 埋立地の用途

緑 用 地 139.50㎡

護岸敷用地 29.04㎡

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第16号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を昭和62年4月1日委嘱した。

昭和62年 4 月 14 日

三重県公安委員会委員長 宇治土公 貞幹

氏 名	住 所	地 区 名	活 動 区 域
今 枝 家 三	桑名市明正通り1-311	桑名駅前地区	桑名市のうち、桑栄町、有楽町、寿町1丁目及び寿町2丁目
栗 田 由 太 郎	桑名市堤原38		
大 橋 昌 隆	桑名市赤須賀弁天町2161		
田 代 義 晃	員弁郡北勢町南中津原725	阿下喜地区	員弁郡のうち、北勢町及び東員町
加 藤 昭 夫	員弁郡北勢町阿下喜1045-4	笹尾地区	

兵 庫 實	四日市市富田浜町25-13	富田地区	四日市市のうち、富田1丁目、富田2丁目、富田3丁目、富田4丁目、東富田町、南富田町、富田浜町、富田浜元町、茂福町及び東茂福町
富 山 邦 彦	四日市市富田1丁目9-4		
久保村 秀 高	四日市市北町8-19	諏訪地区	四日市市のうち、諏訪栄町、西新地、諏訪町、浜田町、西浦1丁目、安島1丁目及び鶴の森1丁目
転法輪 公 季	四日市市元新町6-1		
鈴木田 俊 郎	四日市市河原田町2383		
片 淵 喜 郎	四日市市日永2丁目1-29		
土 田 宗 男	四日市市海山道町3丁目22		
位 田 達 成	四日市市九の城町15-8		
森 川 重 男	四日市市尾上町17-18	平田地区	鈴鹿市のうち、平田1丁目、平田2丁目、算所1丁目算所2丁目、算所3丁目、住吉1丁目、阿古曾町及び平田新町
落 合 清	鈴鹿市平田新町1-24		
森 口 篤 夫	鈴鹿市十宮2丁目24-15		
鈴 枝 正 義	鈴鹿市神戸2丁目10-9		
馬 路 勝 幸	鈴鹿市江島本町1-16	津駅前地区 大門地区 津新町地区	津市のうち、西丸之内、南丸之内、大門、羽所町、乙部、新町1丁目及び八町1丁目
松 田 信 夫	津市片田新町11-2		
川 辺 幸 治	津市桜田町7-28		
海老原 靖 朋	津市城山2丁目27-1		
長 井 勇	安芸郡河芸町大字赤部37-2		
谷 口 定 子	津市南新町16-20	愛宕地区	松阪市のうち、愛宕町、湊町、愛宕1丁目、愛宕2丁目、愛宕3丁目、愛宕4丁目、京町、宮町、五十鈴町、平生町、日野町及び挽木町
木 村 信 子	津市南丸ノ内12-15		
松 本 美 一	松阪市櫛田町605		
丸 橋 宗 蔵	松阪市西町5丁目261-5		
松 尾 一 男	松阪市鎌田町101		
丸 山 恵 造	松阪市新座町1053	新道地区	伊勢市のうち、一之木1丁目、一之木2丁目、一之木4丁目、一之木5丁目、大世古1丁目、大世古2丁目、大世古3丁目、大世古4丁目
山 本 克 美	松阪市垣鼻町1092-13		
高 石 敬 三	伊勢市岡本1丁目14-9		
岩 崎 邦 雄	伊勢市一ノ木2丁目8-20		
中 井 大 三	伊勢市曾禰1丁目9-3		
山 根 英 雄	伊勢市宮後2丁目14-42		

上 田 武 夫	伊勢市円座町1047-14	鳥羽駅周 辺地区	目、曾禰1丁目、曾 禰2丁目、宮町1丁 目、宮町2丁目、宮 後1丁目、宮後2丁 目、宮後3丁目及び 宮後町
上 田 浩	伊勢市常磐町26		
谷 水 寛 之	志摩郡浜島町大字浜島838 -15	安楽島地 区	鳥羽市のうち、鳥羽 1丁目、鳥羽2丁目、鳥 羽4丁目、安楽島 町、大明東町、大明 西町及び小浜町
大 矢 覚	志摩郡阿児町鶴方2081-4		
中 島 はつみ	尾鷲市南陽町4-34	尾鷲駅前 周辺地区	尾鷲市のうち、中村 町、野地町、中央 町、栄町、中井町、 港町及び朝日町
小 椋 四 郎	尾鷲市大字南浦778-3		
広 澤 公 一	上野市西大手町3635-1	丸之内地 区	上野市のうち、丸之 内、東町、中町、魚 町、桑町、恵美須 町、忍町、相生町、 紺屋町、東日南町及 び小田町
加 藤 裕 朗	上野市大内1915		
丸 仲 良 平	名張市丸之内102-2	名張駅前 地区	名張市のうち、仲 町、栄町、丸ノ内、 本町、豊後町、木屋 町、松崎町、朝日 町、南町、平尾、黒 田、桔梗が丘1番 町、桔梗が丘2番 町、桔梗が丘3番 町、桔梗が丘4番 町、桔梗が丘5番 町及び桔梗が丘6番町
中 西 利 夫	名賀郡青山町阿保1637-12		

公 告

三重県土地利用基本計画の一部を昭和62年3月31日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

関係書類は、三重県地域振興部地域振興課及び市町村国土利用計画担当課に備え置いて一般の縦覧に供する。

昭和62年 4 月 14 日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県土地利用基本計画の一部変更の要旨

三重県土地利用基本計画図の一部変更

都市地域の一部変更

市 町 村	拡 大	縮 小
四 日 市 市	} 23ha	—
川 越 町		
森林地域の一部変更		
市 町 村	拡 大	縮 小
上 野 市	—	83ha
名 張 市	16ha	95ha
名 張 市	} 57ha	—
青 山 町		
芸 濃 町	—	9ha
美 里 村	9ha	—
安 濃 町	—	8ha
一 志 町	—	36ha
白 山 町	167ha	122ha
伊 賀 町	—	3ha
島 ヶ 原 村	—	28ha
阿 山 町	—	72ha
大 山 田 村	—	21ha
青 山 町	—	76ha

予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第1項に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条及び第9条の規定による予防接種、結核予防法（昭和26年法律第96号）第13条及び第14条の規定による予防接種並びに市町村長が実施主体となつて行うその他の予防接種の実施に関し、三重県下全市町村長に協力する旨を承諾する医師について、次のとおり変更があつた。

昭和62年 4 月 14 日

三重県知事 田 川 亮 三

新規承諾

住所地又は勤務地市町村名

医 師 名

津 市	花井 進	神谷 敏也
四 日 市 市	田中 健二	藤原 庸隆
鈴 鹿 市	岸本 幸彦	坂倉 幸子
亀 山 市	宮村 吉麿	池田 洋子
		伊東 経雄

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、昭和62年4月6日県営湛水防除事業多度地区の計画を変更した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年4月14日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
昭和62年4月14日から同年5月6日まで
- 3 縦覧の場所
多度町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、昭和62年4月6日県営かんがい排水（排水対策特別事業）事業戸津地区の計画を変更した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年4月14日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
昭和62年4月14日から同年5月6日まで
- 3 縦覧の場所
多度町役場

正 誤

昭和62年3月20日付け三重県公報第11567号に登載した、保安林の指定をする予定である旨の通知（三重県告示第150号）中

ページ	行	誤	正
5	10	字マキが尾	字マキガ尾
同	26	字梅木小場873の1	字梅木小場873の1

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,200円

1箇年 26,400円

昭和62年4月14日印刷発行

津市広明町13番地

三

県

印刷 三重県総務部学事文書課